

■印字見本④

●使用フォント UCX 古典明朝

〔資料 98〕 少年法案理由（大正一一年二月）

少年法案理由

輒近に於ける刑事政策並に社會政策上幼少年を保護して不良行為を防止し依て社會を保安することを以て理想とす。従て近時如何なる國に於ても幼少年の保護に關し特別の規定を設けざるものなし。本案も亦此趣旨に従ひ制定したるものにして、一面に於て保護處分を規定し他面に於ては刑事處分を規定し、刑法監獄法並刑事訴訟法に關し特別なる規定を設け、以て刑罰法令に觸るゝ行為を爲し又は刑罰法令に觸るゝ行為を爲す虞ある少年を教養して順良なる國民たらしめむとす。即ち本案は少年に關する各種の規定を網羅するを以て之を少年法と命名したり。

第一章 通 則

第一條 本法に於て少年と稱するは十八歳に満たざる者を謂ふ

理 由

本案に於ては少年を満十八歳に限定し、本法の適用を受くる者は原則として少年に限るものと爲したり。之を諸外國の例に徴するに從前に於ては各國とも少年の範圍を十六歳に限りたれとも近時に於ては漸次之を擴張して十八歳に及ぼすに至れり。現今歐洲大陸の制度は十八歳未滿を以て少年とするを普通とす。是と異り英米に於ては十六歳を限度と爲す。但し米國に於ては各州或は右と異れるりたる例なきに非ず。此の如く今日に於ても十六歳を以て少年の限度と爲す立法ありと雖も、本案に於ては歐洲大陸の制度に従ひ十八歳未滿の者に付ては特別なる取扱を爲し其性格を改善するを以て適當なるものと認めたり。是れ本條を設けたる所以なり。

第二條 少年の刑事處分に關する事項は本法に定むるものの外一般の例に依る

理 由

少年の刑事處分に關し本法に於て別段の規定なきものは總て一般の例に依るべきものとなること規定を俟たすして明かなるか如しと雖も、前條に説明したる如く本案に於ては少年に關する各種の規定を細羅したるか故に前條を

■印字見本⑤

●使用フォント UX JIS 明朝

〔資料 98〕 少年法案理由（大正一一年二月）

少年法案理由

輒近に於ける刑事政策並に社會政策上幼少年を保護して不良行為を防止し依て社會を保安することを以て理想とす。従て近時如何なる國に於ても幼少年の保護に關し特別の規定を設けざるものなし。本案も亦此趣旨に従ひ制定したるものにして、一面に於て保護處分を規定し他面に於ては刑事處分を規定し、刑法監獄法並刑事訴訟法に關し特別なる規定を設け、以て刑罰法令に觸るゝ行為を爲し又は刑罰法令に觸るゝ行為を爲す虞ある少年を教養して順良なる國民たらしめむとす。即ち本案は少年に關する各種の規定を網羅するを以て之を少年法と命名したり。

第一章 通 則

第一條 本法に於て少年と稱するは十八歳に満たざる者を謂ふ

理 由

本案に於ては少年を満十八歳に限定し、本法の適用を受くる者は原則として少年に限るものと爲したり。之を諸外國の例に徴するに從前に於ては各國とも少年の範圍を十六歳に限りたれとも近時に於ては漸次之を擴張して十八歳に及ぼすに至れり。現今歐洲大陸の制度は十八歳未滿を以て少年とするを普通とす。是と異り英米に於ては十六歳を限度と爲す。但し米國に於ては各州或は右と異れるりたる例なきに非ず。此の如く今日に於ても十六歳を以て少年の限度と爲す立法ありと雖も、本案に於ては歐洲大陸の制度に従ひ十八歳未滿の者に付ては特別なる取扱を爲し其性格を改善するを以て適當なるものと認めたり。是れ本條を設けたる所以なり。

第二條 少年の刑事處分に關する事項は本法に定むるものの外一般の例に依る

理 由

少年の刑事處分に關し本法に於て別段の規定なきものは總て一般の例に依るべきものとなること規定を俟たすして明かなるか如しと雖も、前條に説明したる如く本案に於ては少年に關する各種の規定を細羅したるか故に前條を